

川崎市自治基本条例検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地方分権の時代にふさわしい市民と自治体の関係、市政運営の基本理念や原則、そしてこれらを実現するための基本的仕組みの在り方等を明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を名実ともに実りあるものとするための自治基本条例の策定に向けた検討を目的として、自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自治基本条例の策定の意義、目的、盛り込むべき内容等について検討を行い、市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員(以下「市民委員」という。)は30人以内とし、学識経験者のうちから委嘱する委員(以下「学識者委員」という。)は5人以内とする。

3 市民委員は、公募とする。

4 委員の任期は、平成16年10月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、学識者委員から選出する。

2 委員会に副委員長2名を置き、市民委員及び学識者委員からそれぞれ1名を選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。この場合において、当該職務を行う副委員長は、副委員長相互の協議により決定するものとする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 委員会において、必要があると認めた場合は関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(世話人会)

第7条 委員会に、委員会の運営に関する事項について調整するため、世話人会を置く。

2 世話人会の委員は、市民委員から選出された委員若干名をもって構成する。

(報告書案作成委員会)

第8条 委員会に、報告書案作成委員会(以下「作成委員会」という。)を置く。

2 作成委員会は、学識者委員並びに市民委員から選出された副委員長及び副委員長を除く市民委員のうちから選出された3名をもって構成する。

3 作成委員会の座長は委員長、副座長は副委員長をもって充てる。

4 作成委員会は、委員会の検討結果を取りまとめ、報告書案(素案等を含む。)を作成する。

5 第4条第3項から第6条までの規定は、作成委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「作成委員会」と、「委員長」とあるのは「座長」と、「副委員長」は「副座長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は総合企画局政策部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、作成委員会の運営に関しては座長が作成委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。